

伊丹市地域福祉計画（第2次）

平成23年3月

伊 丹 市

ごあいさつ

本市では、平成15年3月に「伊丹市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が福祉問題を自分自身のこととしてとらえ、地域福祉活動に参画できる仕組みづくりに取り組み、市民、社会福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、それぞれが互いに手を携え協働する地域福祉を推進してまいりました。



現在、まちづくりのための協議会など市内17小学校区にある地域組織により、地域交流、地域づくりなどの活発な市民活動が行われています。今、こうした地域生活を支える豊かな「市民力」「地域力」により地域福祉活動をさらに広め、市民と行政、また関係する機関、団体が連携、協力をしながら、地域福祉を一層推進していかなければなりません。

それぞれの地域では、市民主体の見守り活動が行われ、さまざまな地域活動のもとに住民相互の交流機会の充実が図られるなど、地域福祉にかかる新しい取り組みが進められています。こうした地域での新たな取り組みや課題に対応した施策を展開し、さらなる地域福祉の推進を図るため、平成23年度から10年間の地域福祉の基本的な目標を定めた「伊丹市地域福祉計画(第2次)」を策定しました。

この計画に基づいて、権利擁護支援組織の設置、総合相談支援体制・見守り体制の充実のほか、災害時における要援護者への支援など、平成23年度からスタートする「伊丹市総合計画(第5次)」に謳う将来像「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」の実現に向けた、お互いに助け合い、支え合いのできる地域風土の醸成と仕組みづくりに取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました伊丹市福祉対策審議会をはじめ関係機関の方々、またアンケートやワークショップ、パブリックコメントなどご提言いただいた市民の皆さまには、多大なご支援とご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

今後とも市民の皆さまには、地域福祉の推進により一層のご理解とご参加をいただきますようお願い申し上げます。

平成23年3月

伊丹市長 藤原保幸

目 次

第1章 伊丹市地域福祉計画(第2次)の策定にあたって

1 地域福祉計画とは	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 伊丹市の進める地域福祉とその仕組みづくり	3
(3) 地域福祉計画策定の背景	5
(4) 地域福祉計画策定の原則	14
2 地域福祉計画の位置づけ	15
(1) 計画の期間	15
(2) 他の計画との関係	15
(3) 伊丹市社会福祉協議会との関係	17
3 伊丹市の地域福祉の課題とこれからの方向性	19
- 新たな課題からみた地域福祉推進施策 -	19

第2章 伊丹市地域福祉計画(第2次)のめざすところ

1 計画の理念とその柱	23
(1) 計画の理念	23
(2) 理念の柱	24
2 計画の目標	25
3 計画の体系	27

第3章 計画の理念と目標達成のための主要な取り組み

目標1 多様な協働と参画による福祉のまちづくり	29
基本施策1 日常生活圏域における地域福祉活動の推進	29
基本施策2 全市的で多様な地域福祉活動への支援	32
基本施策3 ユニバーサルデザインのまちづくり	35
目標2 地域生活支援のためのネットワークづくり	37
基本施策1 地域の見守り体制の充実	37
基本施策2 サービスの調整と開発	40
基本施策3 災害時における要援護者への支援	42
目標3 誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり	44
基本施策1 情報提供体制の充実	44
基本施策2 総合相談支援体制の充実	46
基本施策3 権利擁護の支援	49

第4章 計画を実効あるものにするために

1 計画の推進体制	53
(1) 庁内推進体制の強化	53
(2) 地域との協働体制の充実	53
2 計画の進行管理	54

資料編

1 第1次計画における取り組みと課題	55
2 諮問及び答申	75
3 計画の策定経過	77

■伊丹市地域福祉計画における「市民」と「住民」

この計画においては、いわゆる市民一般の呼称としてすべて「市民」を用いました。また、「市民」は生活者市民だけでなく、事業者市民も含んだものとしています。

原則「市民」で統一する中で、例えば、隣近所であったり、自治会内であったり、小学校区内であったり、そのような区域の市民のことを言い表したいところは「地域住民」あるいは単に「住民」という表現を用いました。

■「障害」の「害」のひらがな表記について

障害者の「障害」という文語表現について、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには受け入れやすい表現であることが大切と考え、この計画においては、人や人の状態を表す場合などに「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などに基づく制度や事業などの名称については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。